

大規模水害時における施設の一時使用に関する
協定書

令和5年4月24日

鈴 鹿 市

三重県鈴鹿トラック事業共同組合

汲川原自治会

中富田町の町自治会

大規模水害時における施設の一時使用に関する協定書

鈴鹿市内で大規模水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模水害発生時」という。）において、鈴鹿市（以下「市」という。）と三重県鈴鹿トラック事業協同組合（以下「組合」という。）と汲川原自治会及び中富田町の町自治会（以下「地域」という。）は、市及び地域から組合に対する協力要請に基づく支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模水害発生時において組合の所有する施設の一部を地域の避難所として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（大規模水害発生時の定義）

第2条 この協定の対象とする大規模水害発生時とは、鈴鹿川又は安楽川が氾濫又は氾濫するおそれがあり地域に被害が発生することが見込まれるときとする。

（避難施設）

第3条 地域は、次に掲げる施設を避難所として利用するものとする。

住 所 三重県鈴鹿市中富田町東浦66番地

利用場所 2階 小会議室、仮眠室等

（対象者）

第4条 この協定における避難の対象となる者は、大規模水害発生時に地域に住む高齢者等とする。

（協力要請）

第5条 市及び地域は、大規模水害発生時において、組合に対し、第3条で掲げる施設を避難所として使用することを要請することができる。

2 組合は、前項に掲げる要請を受けたときは、可能な範囲で第3条に掲げる施設を避難所として使用させるものとする。

3 地域は、組合の事業運営を阻害しない範囲について使用する。

（使用期間）

第6条 前条第2項により施設を避難所として使用する期間は、組合の判断によって決定するものとする。

（訓練等）

第7条 市、組合及び地域は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 組合が協定に基づく協力により要した費用は無償とする。

2 組合が当該避難所を市及び地域に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、原則は原因者が負担するものとし、組合は、復旧が完了した後、これを市及び地域に請求するものとする。

(連絡先等の確認)

第9条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市、組合及び地域の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の変更)

第10条 市、組合及び地域は、この協定を変更しようとするときは、市、組合及び地域の申出により市、組合及び地域が協議を行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに市又は組合から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第12条 この協定の定めのない事項については、市、組合及び地域が協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、市、組合及び地域が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年4月24日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

三重県鈴鹿市中富田町東浦66番地
三重県鈴鹿トラック事業協同組合
理事長

汲川原自治会
会長

中富田町の町自治会
会長